

加古川市簡易専用水道指導実施要領

第1 目的

この要領は、簡易専用水道の維持管理に関して適正な指導を行うため、市長及び水道法第34条の2第2項の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）が簡易専用水道の設置者等（以下「設置者等」という。）に対して行う指導及び行政処分等について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象施設

この要領において、指導対象となる簡易専用水道とは、水道法第3条第7項に規定する施設である。

第3 基本的事項

市長は、設置者等に対し、次の各号に定める事項を周知させなければならない。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道については、定期検査及び加古川市簡易専用水道管理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条の届出に関する指導に限りこの要領により行うものとする。

1 水道法第34条の2第1項の規定による管理基準

ア 水槽（受水槽・高置水槽）の掃除

水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。

イ 定期点検・汚染防止措置

水槽のヒビ割れ等によって有害物や汚水等によって汚染されることのないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講じること。

ウ 水質検査の実施

給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味等その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下、「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについての水質検査を健康福祉事務所等の専門機関に依頼して、その安全性を確認すること。

エ 給水の緊急停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者等に周知させること。

2 水道法第34条の2第2項の規定による定期検査

ア 施設の外観検査

供給水に有害物、汚水等が混入するおそれの有無、水槽及び周囲の掃除の状況、水槽内の沈積物や浮遊物等の有無についての検査

イ 水質検査

給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無についての検査

ウ 書類検査

次に掲げる書類の整理及び保存状況

- (ア) 簡易専用水道の設備の配置及び給水系統を明らかにした図面
- (イ) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (ウ) 水槽の掃除に関する記録
- (エ) その他簡易専用水道の維持管理に関する記録

3 指導要綱に定める事項

ア 届出

イ 帳簿書類等の備付け

ウ 報告

第4 登録検査機関

- 1 登録検査機関は、設置者等の同意を得た上で、定期検査の結果を定期検査結果報告書等により翌月の20日までに市長あて報告するものとする。
- 2 登録検査機関は、定期検査の結果、次の各号の一に該当する状況が確認された施設については、水の供給について特に衛生上問題がある施設として、直ちにこれを市長あて通報するとともに、設置者等に対しても速やかに対策を講じるよう助言を行うものとする。
 - (1) 汚水槽等排水設備から水槽に汚水・排水が流入する、あるいはそのおそれがある場合
 - (2) 水層内に動物等の死骸が確認された場合
 - (3) 給水せんにおける水質の検査において、異常が認められる場合
 - (4) 水槽の上部が清潔に保たれておらず、マンホールの立ち上がりが不十分で、汚水が水槽に流入するおそれが多分にある場合
 - (5) マンホール・通気管等が著しく破損し、汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
 - (6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

第5 報告の徴収、立入検査等

- 1 市長は、登録検査機関が送付する定期検査結果報告書等により、簡易専用水道の維持管理状況の把握を行なうものとする。
- 2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、水道法第39条第3項の規定に基づき、直ちに当該職員に立入検査を実施させ、その原因を究明し、設置者等に対して、施設改善のための適切な指導を行なうものとする。
 - (1) 設置者等から、指導要綱第5条の規定による事故の報告を受けた場合
 - (2) 登録検査機関から水の供給について特に衛生上問題がある施設として通報を受けた場合
- 3 市長は、次の各号の一に該当する場合は、水道法第39条第3項の規定に基づき、設置者等から施設の管理状況について必要な報告を求め、又は必要に応じて当該職員に立入検査を実施させるものとする。
 - (1) 設置者等が、管理基準に従っていない場合、又はその疑いがある場合

- (2) 設置者等が、定期検査を受けていない場合
- (3) 設置者等が、指導要綱に定める事項に違反している場合、又はその疑いがある場合

(4) その他市長が必要と認める場合

4 市職員は、立入検査に際しては、定期検査項目のうち必要な検査を行い、状況に応じて関係水道事業者に協力を要請するものとする。なお、給水せんにおける水質検査で異常を認める場合は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目についての検査を行うよう設置者等を指導する。

5 市長は、立入検査の結果、次の各号の一に該当すると認められる場合は、簡易専用水道維持管理指導票（様式1、以下「指導票」という。）を設置者等に交付し、その改善を指導するものとする。

(1) 管理基準に適合していない場合

(2) 定期検査を受けていない場合

(3) その他市長が必要と認める場合

6 市長は、指導票を交付した場合、設置者等に対して必要に応じて報告を求め、又は当該職員に再度立入検査を実施させることにより、指導事項の改善状況を確認しなければならない。

第6 改善の指示

1 市長は、簡易専用水道の維持管理状況が管理基準に適合していないと認められる場合で、設置者等に対して指導票を交付し、改善を指導したにもかかわらず、相当期間を経過しても設置者等がその改善を行わないときは、水道法第36条第3項の規定により、期間を定めて、掃除その他の必要な措置（関係設備の補修等を含む）を採るべき旨を指示するものとする。

2 前項に規定する指示は、設置者等に改善指示書（様式2）を交付することにより行うものとする。

第7 給水停止命令

1 市長は、設置者等が前条の指示に従わない場合で、当該簡易専用水道の給水を継続させることによって利用者の健康が害されるか、又は害されるおそれが具体的に予見できるときは、水道法第37条の規定により改善の指示に係る事項を履行するまでの間、当該簡易専用水道による給水を停止する旨を命じるものとする。

2 前項に規定する命令は、設置者等に給水停止命令書（様式3）を交付することにより行うものとする。

第8 報告書等の整理、保存

1 市長は、簡易専用水道の設置、変更及び休・廃止等を把握するため、水道事業管理者に協力を要請するものとする。

2 市長は、簡易専用水道施設の維持管理状況を適確に把握するため、簡易専用水道維持管理状況表（様式4）を備え付けるものとする。

3 市長は、次の各号に掲げる区分にしたがい、当該各号に定める報告書等を保存しなければならない。

- (1) 永年保存すべき報告書等
 - ア 簡易専用水道設置届
 - イ 簡易専用水道届出事項変更届
 - ウ 簡易専用水道休止届
 - エ 簡易専用水道維持管理状況表

- (2) 5年間保存すべき報告書等
 - ア 簡易専用水道事故報告書
 - イ 改善指示書の写し
 - ウ 給水停止命令書の写し

- (3) 3年間保存すべき報告書等
 - ア 定期検査報告書
 - イ 簡易専用水道廃止届
 - ウ 簡易専用水道維持管理指導票の写し

4 市長は、簡易専用水道の廃止があったときは、前項の規定にかかわらず、当該簡易専用水道に関する報告書等を廃止後3年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。